

古物競りあっせん業に関する 規定と遵守事項について

1 古物競りあっせん業者の義務等の規定

(1) 営業開始の届出義務（古物営業法（以下「法」という。）第10条の2第1項）

古物競りあっせん業者は、営業開始の日から14日以内に、営業の本拠となる事務所（当該事務所のない者にあつては、住所又は居所）の所在地を管轄する公安委員会（所在地を管轄する警察署を経由して）に届け出なければなりません。

(2) 廃止又は変更の届出義務（法第10条の2第2項）

- ・ 古物競りあっせん業を廃止した場合
- ・ 営業開始時に届け出た内容に変更があつた場合

には、それぞれの事由が発生した時から14日以内（登記事項証明書を添付すべき場合は20日以内）に届出書を出さなければなりません。

(3) 届出書の添付書類

(ア) 開始届

個人	・ 住民票の写し（本籍記載のもの） ・ インターネットオークションのURLを使用する権限があることの疎明資料
法人	・ 定款及び登記事項証明書 ・ 役員の氏名及び住所 ・ インターネットオークションのURLを使用する権限があることの疎明資料

(イ) 変更届

変更事項にかかる上記添付書類

(ウ) 廃止届

添付書類なし

2 古物競りあっせん業者の遵守事項

(1) 出品者の確認（法第21条の2）

古物競りあっせん業者は、古物の売却をしようとする者から出品を受け付けようとするときは、その者の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければなりません。

具体例 ・ 本人名義の口座振替やクレジットカードにより確かめること。
・ 出品者が入力したメールアドレスあてに電子メールを送信し、その到達を確かめること。ただしフリーメールアドレスを除く。

(2) 申告（法第21条の3）

インターネットオークションに出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければなりません。

(ア) 申告内容

盗品等の疑いがあると認めた理由及び出品ページのURL

(イ) 申告方法

最寄りの警察署に電話等で申告してください。

(3) 記録の作成及び保存（法第21条の4）

古物競りあっせん業者は、古物の売買をしようとする者のあっせんを行ったときは、書面又は電磁的方法による記録の作成及び保存に努めなければなりません。

(ア) 記録すべき事項

- ・ 古物の出品日
- ・ 古物の出品情報及び出品者・落札者のユーザーIDでサイトに掲載されたもの
- ・ 出品物の品名、出品者が付した商品の説明、出品物の画像等の出品者が送信したもの
- ・ 出品者・落札者がユーザー登録等の際に登録した人定事項であって、古物競りあっせん業者が記録することに同意したもの

(イ) 記録の保存期間は1年間です。

(ウ) 記録の保存方法は、電磁的記録、印字紙どちらでも構いません。

3 競りの中止の命令（法第21条の7）

インターネットオークションに出品された古物について、盗品であると疑うに足りる相当な理由がある場合には、警察本部長等は、古物競りあっせん業者に対して、当該古物に係る競りの中止を命ずることができると規定されています。

中止命令に違反した場合は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

4 報告徴収（法第22条第3項）

警察本部長等は、必要があると認めるときは、古物競りあっせん業者から盗品等に関して必要な報告を求めることができると規定されています。

報告の徴収を受けたのに報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、10万円以下の罰金に処せられます。